



雨森芳洲先生肖像 (国指定重要文化財、滋賀県高月町芳洲会所蔵)

雨森芳洲は、一六六八年滋賀に生まれ、江戸で新井白石らと儒学を学んでいたが、二三歳で屋敷に仕えることになる。後に、対馬に来て外交にかかる朝鮮方の仕事に就き、江戸と倭館(対馬藩在朝鮮の公館)を往き来してその任を果たした。漢語に通じ詩文を解するとともに、朝鮮語も学び文化を理解した。また、「交隣提醍」等の多くの著書を書き、名言を残すとともに、後継者の育成にも努め、有為の人材を輩出した。一七五五年、八八歳で没するまで、江戸中期の日朝の友好関係に大いに寄与した。

芳洲は、「交隣提醍(隣国と対等に交わるべきの注意することの意)」に、次のように記している。

平成十七年二月十四日(旧一月六日)は、雨森芳洲先生の二五〇回目の命日です。そこで、昨年十一月には、対馬歴史民俗資料館を中心に、雨森芳洲先生没後二十五〇年記念特別資料展が開催されました。

歴史はとかく過去に閉じこめられがちですが、過去を今に生き返らせることは、今を生きる者にとっては欠かせない作業であり、先人の言行は今なお示唆に富んだものがあります。

* * *

雨森芳洲先生の外交に学ぶ
館長 長嶋 耕一



第 28 号

平成17年3月1日

編集・発行
長崎県立対馬歴史民俗資料館
原町今馬市郵便番号817-0021
電話(0920) 52-3687
印刷所
諫早市長野町1007-2
(株)昭和堂
電話(0957) 22-6000

（朝鮮と外交するにあたっては、第一に相手の考え方や物事の経緯を事前に知つておくことが大切である。また、相手の風俗習慣や国民性、歴史的事実をよく知つていなければ交渉はできない。）

五四条 誠信の交わりと申す事、人々申すことに候へども、多くは字義を分明に仕らざる事これ有り候。誠信と申し候は、実意と申す事にて、互いに不欺不争、眞実を以て交り候を、誠信とは申し候。

（誠信の交わりとは、眞実と信頼をもつて付き合うことというが、多くの者はその意味をはつきりと理解していない。誠信とは、実意・まごころの心であり互いに欺かず、争わず眞実をもつて交わることである。）

国際化や政治・民族・宗教の違いによる今日の諸国間の戦争や摩擦を考える時、この芳洲先生の「互いに欺かず争わず、眞実の心でもつて交わる」という誠信の交わりの外交の理念は、今なお日本国の方として光輝くものを感じます。

本資料館は、主として古文書の収集・保管補修や研究に努めていますが、展示コーナーもあります。そこでは、朝鮮通信使等の常設展や対馬の漁業や民具等の特別企画展も行い、今年度も入館者が二万を超え、過去最高を記録しています。今後も開かれた資料館として、ホームページの開設等情報の発信や、小・中学生や一般の方に対する講座や資料提供等、誰もが歴史に関心を持ちわかりやすい取組を行つて参ります。

今後とも、本館の事業に対しまして、御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

一条 朝鮮交接の儀は、第一に人情・時勢を知り候事肝要にて候。(後略)

江戸時代の対馬のくらしを探る

—海の恩恵をうけた人々—

小山 満信 河合 徹 松島 修二
大森 公善

一はじめに

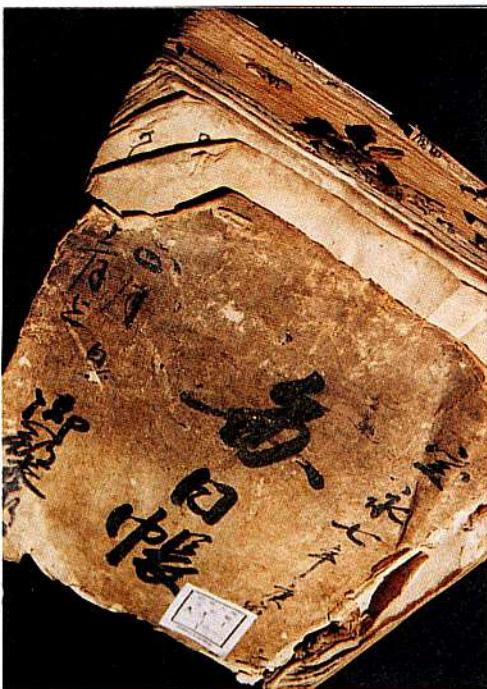
自然の恵みをふんだんに生み出す山と森、海と磯をもつ対馬。古代より対馬に住む人々は採集と狩り、漁労で生活をしてきた。

中国の歴史書「魏志倭人伝」には、三世紀頃の対馬の様子が記されているが、それによると、「千余戸有り、良田無く、海物を食して自活し、船に乗って南北に市てき（商いをする）す」とある。また、室町時代（一三三八～一五

七三）初期には、対馬の漁船は朝鮮国の南沿岸でも操業し、漁獲物は朝鮮國の浦々で自由に交易していたといわれている。海は万人のものであり、皆がその恩恵を共有していたのである。

ところが、江戸時代（一六〇三～一八六七）になると島民の生活に変化がでてきている。

そこで今回、江戸時代の対馬の漁業に視点をあて、本館所蔵の「宗家文庫史料」や対馬の漁業に関するいろいろな文献を四名のスタッフで分担して調べ、「江戸時代の対馬の漁業」としてその変遷をまとめてきた。



宗家文庫史料「御郡方毎日記」

二 江戸時代の対馬の漁業の変遷

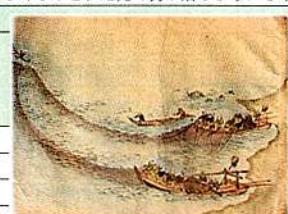
(一) 江戸時代の対馬漁業年表

■ は捕鯨関係

年号	西暦	根拠地	主要人物	事項
寛永14	1637		・「紀伊ノ国よりの鯨ツキ、うん（運）上の御言ハリ、舟見小田四郎右衛門、鳴瀬五兵衛兩人ヲ以申上ル」（『毎日記』1月）	
寛永14	1637		・「峯郡佐賀浦いるか五六百立て候由」（『毎日記』12月）	佐賀浦に海豚（イルカ）が500～600頭入ってきた記事が見える。
寛永18	1641		・「佐須奈浦江鰐見へ候由」（『毎日記』8月）	佐須奈浦に鰐がたくさん入ってきたことが見え、鰐は古くから津々浦々で捕られていたことがうかがえる。
正保4	1647		・長縄漁船（長縄配り漁）が鰐浦の御閑所（船改所）近辺に出没し、船改めに支障をきたしたので以後は禁止する旨の記事が見られる。（『毎日記』9月）	この漁法を行ったのは「佐野長縄船」である。これにより長縄漁船のかせぎ場は、東は琴橋より南、西は郷崎より南となり、琴橋より上、郷崎より上は立ち入り禁止となった。
			・寒鮭は「進上鮭」として塩目等を入れ貽えられ（塩藏鮭）幕府、老中をはじめ多くの要人に贈られていた。その「進上鮭」の催促が豆駿、久根、椎根、阿連の4か村に出されている。（『毎日記』12月）	
寛文年間	1661～		・寛文の改革で給人知行が戴米知行になると、給人が持っていた漁業権が公役人の一戸前として平等割となったため、公役人でないものは厳しく制限された。	
			・島外漁民の入国を禁止する。→対馬の漁業が一時衰退する。ただし鰐網漁の佐野網だけは享保年間（1716～1736）まで特別に操業を許される。	
			寛文から延宝（1661～1680）の20年間で全島8郡で合計60頭の寄り鮫があったという調査結果がある。（豊玉町誌）	
寛文元	1661		・寛文元年の検地により、浦々における採藻の一齊吉（かせぎ）が藩の命令により始まる。採藻に従う者は必ずその浦に住み、さらに土地を耕作している者（土地耕作者）でなければならなかった。郷士（給人）、足軽、公役人（本百姓）、被官、社家。藻は畑の肥料として非常に有効で、特に甘藷作には得難い肥料。	
寛文3	1663		・寛文3年、百姓苦役銀の制度が新たに設けられてから、百姓は春の季節は採貝採藻で銀かせぎをした。	
寛文4	1664	府中沖 服部二郎九郎	鯨突きの据浦を贏い出て「御書き出し」を受けた。（『毎日記』10月） 「鯨突き船13艘着船」とあり、「鯨突きの仕方御上覽、朝雲所へお成り也。以町和尚も御出で、御見物なさるなり」の記事からみると、藩主の宗義真が以町庵の膳長老と光清寺で鯨突きの仕方を見物している。（『毎日記』10月）	
寛文5	1665		・寛文2年に千尋藻と櫛・佐賀との浦公事（海の境目の訴訟）がおこり、2年余の争いは千尋藻側から出された証拠の御判物（御墨付）に改ざんがなされていたため、峰郡の申し立てが認められている。（宗家文庫「御判物控」）	
寛文6	1666		・寛文6年に鯨組で東日本の営業を認められたのは、 南室浦 小田善左衛門（府中商人） 南室浦を据浦とした。 不明 服部二郎九郎（府中商人） 据浦は不明 ・西日本の営業を認められたのは、 尾浦浦 伊藤孫作（平戸商人） 平戸組ともよばれ、この年認められた3組の中で、2月から4月末までの間に鯨17本を突き最も漁獲に恵まれた。 尾浦浦を据浦としたが、唐州・廻浦にも鯨船を入れた。 藩では始めて西日本の据浦に漁期間中、鯨奉行を2名常駐させ船改めをさせる。 新方針が出され、伊藤孫作の平戸組は対馬での来春の操業を差し止められ、東日本は服部二郎九郎が、西日本は小田善左衛門の鯨組（据浦は尾浦）の2組で操業することになった。（『毎日記』8月）	
寛文6	1666		・「千尋藻は古くから慣行として鯨75匹上納していたが、寛文5年の訴訟で漁場の浦が峰郡領となり鯨を捕る浦がなくなったうえ、頭銀（公役銀）も上納しているので困窮している。頭銀か鯨の運上銀のどちらかを免除してほしい。」という嘆願状が出された。	
寛文7	1667		・青海の沖合10キロ程のところに寄り鮫が発見され、木坂と狩尾から船を出して捕獲している。（『毎日記』2月）	
寛文8	1668		・寛文初年以後他国からの鯨釣り船入漁の記事が頻繁に出てくる。（『毎日記』）	

年号	西暦	根拠地	主要人物	事項
寛文 9	1669	尾崎浦	小田善左衛門	・西目の小田組の鯨組船は13艘、組の人数は182人。この年小田組の鯨奉行（船改人）が2人から1人となる。
			西泊 福山市右衛門	・府中町人、新規に新鯨組（据泊西泊）が許される。なんこしのくま（豊と鶴浦の間）に遠見番所が新設され鯨船や漁船の監視にあたる。
			服部組・小田組	・東目の服部組と西目の小田組が相互に入れ替わって操業することになった。
寛文10	1670			・西目の服部二郎九郎組が上棲に設けられ、福山組（西泊）、小田組（尾浦）の3つの鯨組全てに鯨奉行が配置された。
佐賀志多賀の内		佐野屋六左衛門		・琴崎より八天までの間に鯨組が新規に許可される。
寛文10	1670			「百姓の年貢負担力を向上させるため、郡奉行により給人知行地先の寄り藻の採取権が召し上げられ、以後は百姓の入会かせぎに改められた。」という 寛文10年に千尋藻の築上納が免除されているが、同時に湊村（佐護郷）も同様の75匹の築上納が免除された。 海付きの村々のうち、千尋藻・湊・鶴居瀬（86匹）の3か村では古くより毎年築上納が定められていた。3か村の築漁は網漁であった。
寛文11	1671			寛文3年の百姓苦役銀に続き、この年には在郷給人に対しても給人間銀が課せられた。そのため海付きの百姓や給人にとって春の磯かせぎは大切な銀かせぎの場であった。 薩摩の長縄漁船5艘が遭難した。（『毎日記』12月）
寛文12	1672	わに場		・福山組の鯨組の据泊をわに場（鶴場浦）に移す。 小田組が寛文9年の服部組との東西交互操業により据泊を冬組の時は与良郷のもと浦（茂渡浦は緒方の脇浦）を許された。
寛文12	1672			・正保4年の禁令で、東では琴崎より上で操業できなかつた長縄船（網船）がかせぎ場の北限が西泊殿崎まで拡大されていることや鯨船も数艘往来していることが分かる。その上西泊から出漁する鯨船は、この年から泉浦沖への出漁と泉浦への帰港まで許されている。（『毎日記』3月） この当時の入漁鯨船は「佐野長縄船」が大多数を占めていたが、「あしや長縄船」や薩摩船も入漁していた。これらの長縄漁はほとんどが鯨縄船で小鯨釣りを主とした。鯨は塩干物にされ上方に積み出された。
寛文13	1672			・大船越でイルカ26本を突き上げる。（『毎日記』4月）
延宝年間	1673~			・鯨組の組主が府内の商人であっても、水夫をはじめ羽差などの従業者はほとんど島外者であった。羽差は壹岐からと曲海士が、双海船乗りは壹岐や北九州からの出稼ぎ者が多かった。鯨船は必ず府中にに入港し、入船の書状がその都度船改衆から藩庁に提出された。手続きを済ませて後それぞれの据泊に向かった。漁期が終わると再び府中に戻り船改めを受けてから帰国した。
延宝2	1674		小田善左衛門組（据泊は尾浦）	・鹿見にも大村仕出しの1組を据えることとなった。
延宝3	1675		府中には春鯨の漁期をひかえて鯨船が70艘入港した。（『毎日記』2月） 小田善左衛門組（組組）16艘 → 本拠を尾浦から廻に移した時期は明らかでないが、延宝3年と思われる。（『毎日記』7月） 服部甚次郎組 25艘 福山市右衛門組 14艘 小田善左衛門（鹿見組）15艘	
延宝3	1675			・イルカの配分として、銀巻貫9百6拾匁5分9厘1毛が下知人を通して佐賀の村人に渡されている。（『毎日記』9月）
延宝5	1677			・延宝5年の鯨空突取りの本数 小田善左衛門（廻組） 28本 小田善左衛門（鹿見組） 36本 服部甚次郎組（後附一上機） 15本 福山市右衛門組（鶴場） 37本 佐野屋六左衛門（請浦泉） 6本 佐野屋六左衛門（請浦茂渡） 9本 計131本 据泊 6 延宝から貞享にかけては対馬周辺で盛んに捕鯨が行われた。 この年の11月、藩は鯨奉行（納屋場奉行）に対して、勤務のための基準となる法令（誓書という）を出す。 ・浅茅湾で小田善左衛門組（廻組）がセミクジラを突き取る。（『毎日記』3月）
延宝5	1677			・五島小値賀より旅海士2艘を新規に召し抱え倭物として商品価値の出てきたアワビ、サザエを採らせた。 ・延宝5年からは佐野の入漁者に対しては原則として「1ヶ月切り」の滞在とし、漁期が終われば全員帰国させた。このやり方はその後他国からのすべての入漁者に対しても適用するようになった。この頃から佐野網の中に鮎あみ、鰐（ボラ）網、やす網、鰐鰐網を主体とした網漁（手縄網）が増えていく。
延宝6	1678			・セミクジラ2本が三根湾に入り込み、狩尾と狩尾口江の両村で佐野組の網を借り、浦口を立て切り、鯨組の小田善左衛門組に頼んで2本とも突き取った。（『毎日記』正月） ・千尋藻湾で生き鯨2本を4か浦で浦を立てきり、茂渡浦の鯨組が突き取った。この時には鯨組から4か村に祝いとして銀800目が渡された。（『毎日記』1月）
延宝6	1678			・イルカの発見者に銀12匁が与えられ、残りの3分の1が村人の取り前として銀6拾6匁1分8厘が千尋藻漁人に支払われている。 ・佐野鰐網は必要に応じて村方から「曳き子」の提供を受けた。曳き子の取り前は漁獲の三分の一となっていた。現物でもらった鮎は加工され「島こやし用」として妻作の重要な肥料となつた。 ・舟志口から志多賀の間ににおいて、佐野船8艘が7月から10月までは「手ぐり網」漁を、同じこの8艘が11月からは「長縄船」による操業を願い出て許されている。（『毎日記』3月） ・正保4年の禁令では郷崎以北は禁止となつたが、西海で操業する長縄漁船が伊奈崎から棹崎の間で操業が許可されている。（『毎日記』7月）
天和2	1682	組主小田善左衛門		・廻の鯨組のうち若干の鯨船を銘に配置し網島近海で操業する。
天和2	1682			・藩は立て込んだ突き取ったイルカの運上銀の割合を引き下げた。（海豚半分銀という）つまり従来の3分の1の村人の取り分を2分の1に引き揚げた。
貞享4	1687	廻	小田善左衛門	（府中の人） ・廻の沖にある寺崎島に、大納屋、水夫納屋、小納屋からなる大規模な納屋が作られた。水夫は村の家々に泊まっていたが、後に鳥瀬浦に水夫の小屋を建てた。鯨の処理は廻と唐州の地元の者があつた。その後、府中の田島仙太郎が10ヵ年の請浦で鯨漁を始めたがまもなく返上。貞享4年に濃部浅茅湾の大山浦でセミクジラ2本を村網で立て込み、廻の小田組が突き取る。
貞享5	1688			・藩は各郡の給人251に対して、知行判書と坪付帳を与えた。そこで給人の一人が寄り藻採取権の回復を願い出たが藩は却下した。（『毎日記』2月） この判断は肥料となる寄り藻の採取場を広げ、百姓の年貢負担力を向上させるためであった。
元禄年間	1688~			・西目岸が厳重に取り締まられるようになって、西目の漁業はさびれてきた。
元禄3	1690			・府中町人の行う八駄網漁による弊害を千尋藻村他3村が役人に願い出る。
元禄9	1696			・豊崎郷の大浦湾でセミクジラ2本を網で立て込んで服部組（鶴場）が突き取る。（『毎日記』3月）
元禄12	1699			・濃部浅茅湾に鯨2本が入ってきたので濃部と大山の両村で網を出して仕切り、小田組が突き取る。（『毎日記』2月）
元禄13	1700			・三根湾にセミクジラ1本が入ってきて、賀佐・狩尾の両村で網で立ち切り、廻の小田組が突き取る。（『毎日記』3月）
元禄13	1700			・「網船改」を浦の村下知人（又は肝煎）に任せていたが、網船のかせぎ場が拡大されるにしたがい、藩では郡奉行陶山庄右衛門に命じて体制の整備強化を図った。 陶山庄右衛門は西泊の網船改めの方法を定める。
宝永4	1707			・対馬でも最も古いオリコ網（折子網、織網のこと）のことが文献に出てくる。オリコ網は藩が百姓の漁業として認めていた。（村網、百姓網という） 御菜浦（藩主のお菜にするための魚を捕って献上する役目をもつた浦）との海の境争がたえず繰り返された。
正徳元	1711			・天和2年からイルカ運上銀は2分の1であったが、村人の取り分が3分の2になつた。（『毎日記』11月）
享保4	1719	廻	大庭七郎左衛門 小田伝治右衛門	・七郎左衛門が浦主を仰付けられるが、自身では組を組織せず、肥前五島小値賀の伝治右衛門組が来て操業した。双海船乗り、羽刺は五島からの出稼ぎであったが、小値賀組に下請けがなされた。
享保16	1731			・享保の初め頃より不漁が続いている鯨網漁に対して、藩では享保16年に前年分の浦請運上銀（銀22枚）の上納を免除した。
享保18	1733			・鯨網漁に対してさらに藩は前年分を含め3ヵ年分を免除する。このような措置は何回か繰り返し行われている。 ・曲村の海士が多数病氣となり、日々アワビ6個を藩に納めていたのができなくなり、小値賀海士を雇うことになった。 その後、小値賀海士は長く豆畠を中心として下島の西海岸へ出漁し、潜る技術は地元の者も身につけ、小値賀海士が来なくなると、地元の男が潜るようになった。
享保19	1734	廻	土肥甚右衛門	・小田氏が浦主であるにもかかわらず、土肥甚右衛門も請浦をなす。
元文元	1736	廻	大和屋吉兵衛 遠藤儀左衛門 岩屋又左衛門 篠崎与右衛門	・吉兵衛、儀左衛門が浦主となる。 ・左衛門、与右衛門が合同で組主となる。 惣手代 岩屋善兵衛 ・疊屋組手代 秋吉甚兵衛
延宝年間	1744~			・享保年間に他国船の入漁が禁止されて以来、この当時が対馬における漁業の最も衰微していた時期といえる。
延享4	1747			・鯨網漁の佐野組は享保以来の不漁続により、すでに空き浦となっていた請浦のうち10か浦の返上を申し出る。
寛延3	1750			・佐野組は不漁続により、延享4年に統いて10か浦を返上。
明和6	1769	浅海湾 ~ 豊崎	曲の海士	・ナマコ曳をするため浅海湾から豊崎までの間を入会で操業したいと藩に願出る。 ナマコは煎って乾し、イリコにして倭物として長崎へ送った。

網漁（個人蔵）



年号	西暦	根拠地	主要人物	事項
安永年間	1772~	土肥市兵衛	(壱岐の人)・1年間で24~25本捕鯨。その高は年間金200両に及んだとされている。	
安永 5	1776	佐野綱	・佐野綱では、延享4年と寛延3年に請浦を返上していた20か浦の請浦を願い出て、これを回復する。 しかしこの中には村方の請浦になっているところもあり、村方との入会かせぎとなつた。	
天明年間	1781~		・寛文年間に島外漁民の入国を禁止して以来、対馬の漁業は衰退するが、壱岐・長門漁民が大敷網(鯽・鰐)をもって入漁し、再び対馬の漁業は活気を取り戻す。	
天明 4	1784	佐賀・小林与兵衛 志多賀有田忠蔵	(府中の人)・大敷網が文書による初見。鯽大敷網であった。それまでは鮪は浦に入って来たのを立切網でとっていた。浦主は与兵衛・忠蔵。	
天明 5	1785	尾崎・長谷川平蔵 今里	(壱岐の人) ・張切網で村人と仲間を使って漁業することを許されている。	
寛政 3	1791		・藻などの海草を探るため、地先の浦が分けられたのは寛政年間のことと、寛政3年唐舟志村及び五根緒村から苦情が出されたことに端を発する。	
寛政 3	1791	伊奈(茂江)	浦主不明	・村人の気風が乱れるのをおそれ、伊奈銀組(茂江組ともいう)と土着の者とが接触しないように厳重な垣がおかれて、茂江(モエ)に納屋を作ることを許された。藩の保護によって曲漁民が鯨納屋を經營するに至った。 ・曲海人が組主となる。曲海人は羽刺を得意とし、かつ網漁に長けていた。曲海人だけでは人手不足のため、五島や瀬戸内海方面から出稼ぎが来た。
寛政 4	1792	伊奈(茂江)	原田増兵衛 町田平右衛門	(壱岐の人)
		鰐浦	大池間忠次郎 万次郎	(府中町人) (曲海士)
寛政 6	1794			・藩の指令により、いずれの浦にてもオリコ網が一般に用いられるようになった。
寛政 7	1795	志越	中上喜左衛門	(府中の人)・大敷網經營者の初見。喜左衛門が浦主となり、大敷網で鮪をとった。
寛政 9	1797			・曲の男達は差人(サシビト)藩の命令により府中(厳原)の府士の家に下男として1年間仕える)ということもあり、寛政期になると曲の家船は次第に解体し、男達が女達と一緒に稼ぐということはなくなつてくる。
享和 3	1803			・入会かせぎ区域の最も広い鶴居瀬を中心として緒方、久須保、大吠、小船越、芦ヶ浦、賀谷の7ヶ村に7ヶ浦入会が生じた。
文化年間	1804			・幕末に安芸の漁民が対馬にめざましい勢いで進出してくるのは、文化の初め、宗義和(よしより)、後の14代藩主)と広島藩主浅野資賀(なりかた)の娘(嘉代姫)との間に婚家の関係ができてからである。
文化 9	1812			・佐野綱は江戸時代初期より対馬の62浦で地曳網の漁業権を持って操業していたが、寛文年間の島外漁民の入国禁止や鯨の不漁続きにつき次第に入島することができなくなつていた。藩では文化9年に「今後は地網・佐野綱ともに入会稼ぎ」とし、さらに32浦に浦運上銀7枚を申しつけた。残り30浦の権利を返上させ地網に配分することとなつた。これ以後、村網として地網が急速に増えている。
文化10	1813			・この時の郡方支配(家老)が出した「海漁振興についての達し」等によると、海漁の所務(所得)は他国からの入漁船から徴収する漁獲高に応じた運上銀と彼等が漁獲物を積み出す際に徴収する浜出し運上銀、村々の百姓からの鯨や海草類の運上銀だけだということが分かる。
文化14	1817	姻	辰巳屋栄次郎	(長州の人)・冬春とともに10年間遅れを据浦にして営業する。
文化14	1817			・広島向洋の漁民山村屋彦右衛門は、府中町人・亀屋喜兵衛を問屋として「芸州漁民」として初めて通漁を開始。 後、彦右衛門は対馬漁業の発展と対馬藩の国益増加に寄与したことが認められ、対馬藩より入漁の際の運上銀免除の特権を与えられる。
文政年間	1818~			・文政期に入ると「芸州漁民」、とりわけ向洋漁民の対馬への通漁が盛んになる。毎年夏から冬にかけて鳥獣釣りをしたが、秋には鯨、冬には鯨の漁獲も多かった。
				・入会かせぎ区域の最も広い7ヶ浦(鶴居瀬を中心に緒方、賀谷など)で入会かせぎがもとになって大きな争いが生じた。
文政 5	1822			・釣漁で来た「芸州漁民」が初めて定住を願い出て許される。根絶へ万兵衛、勘之允、小浦へ万右衛門、惣七、ただし、永住はなかった。
文政 6	1823	府中	60人 殿村弁蔵	・大村の海士、招かれて浅海湾の真珠採りに従事する。彼等はホコツキも行い、小網、鉛方面にも出た。後、この仲間は水崎に定住し今日に至る。 ・対馬藩は先進の漁法の定着を図るために、「日運上銀」を免除するなどの税制面での優遇措置を設け、例外的に島外漁民を常駐させた。 例外的に移住を認められた島外漁民(居留漁戸)は、小浦・南室にのみ居住を許された。
文政 7	1824	伊奈(茂江)	長村屋喜兵衛 八木喜右衛門	(府中平町人)・長村屋が鯨捕りの浦主となる。それまでは平町人が浦主を申し付けられた事ではなく、六十人に限られていたので苦情もあって、しばらくして六十人衆の喜右衛門に代わった。しかし経営困難で空浦になる。
文政 7	1824		小楠長八	(平戸領大島の人)・鮪大敷網。初めて達綱を対馬の海に入れた先駆者。最初大敷網は鮪漁のために用いられた。
文政 9	1826			・唐舟志に鯨が流れ寄る。流鯨は海流の関係で豊崎郷に流れ着くことが多かった。
文政 9	1826			・島外から縄配烏賊漁船がおよそ500艘も入漁し、対馬漁業は発展を遂げることになる。
天保 3	1832	姫茂江(春組) 芦ヶ浦(冬組)	亀谷卯右衛門	(府中の人) ・対馬の捕鯨がふるわなかつたのは資本が弱小であったからで、利益をあげるために優れた技術の導入と十分な資本の投入が必要であった。卯右衛門は組支配八人役席をゆるされ、藩の役人としての地位を得、鯨組の民間經營を続けさせた。 捕鯨の技術や販売の方法を研究し、46歳のとき多大な借金をして捕鯨業を開始。自ら浦主となり亀谷組を経営。 曲の海士を羽差しにし、秋から冬にかけて南下する鯨を捕る秋納屋を芦ヶ浦に、冬から春にかけて北上する鯨を捕る春納屋を伊奈郷茂江浦と廻に設けた。芦浦冬鯨組は三根郷千崎より豆駿郷神崎まで、廻浦春鯨組は仁位郷綱島より佐須阿里崎までを漁場と設定した。開業の年は、27頭のセミ鯨を捕獲する。 亀谷卯右衛門の出世 → 天保10(1839) - 中土(55歳) 弘化3(1846) - 150石の上士 浦奉行となる。(62歳)
天保 3	1832	津浦~田村 のうち	狩屋村中の請浦	・漁網はオリコ網で西海岸におけるオリコ申請の初見。 ・天保の頃より、長門安岡(山口)・石見飯浦(島根)方面からの釣船の来島も多くなつてくる。
		豆駿(西浦)	小楠長八	・釣建綱試漁を願い出る。かくて鮪大敷網、鯽建綱等の新しい漁場が次第に開かれ始めた。
		小鹿か やの浦	長門小串浦の栄 蔵	・小魚の大敷網は、長門の漁民によってもたらされた。 春夏敷綱漁を願い出る。
		志多賀(真口)	小串浦の 木屋金蔵	・春夏秋諸魚大敷網の敷入を願い出る。
		泉の土 井ヶ崎	泉村民	・村方では手が届きかねるので、長州和久浦の全次郎を網主として、夏大敷網を願い出る。
		志越	崎屋仁右衛門	(長州小串浦の人)・春夏の諸魚大敷網を銀1枚の運上で願い出る。にわかに大敷網の流行を見始める。 ・「芸州漁民」船頭・利八は、長年にわたり来島し、人柄も立派で人情も厚く、筋道の通った漁業を行つたということが評価され運上を免除されている。 島外漁民が対馬藩から厚遇された例は「芸州漁民」以外にない。
天保 4	1833	鰐浦	大池屋伝吉	(府中町人)・村網としてだけでなく、町人請浦としてオリコ網の願いを出している。これは、網は町人持ちで地元の労働力を利用しようとした。
天保 5	1834			・釣漁で対馬に来ていた坊州阿知須(アチス)浦の漁師市蔵は、帰國を願い出、府中から帰国すると見せかけて鶴居瀬に乗り入れて、預けていた塩飼なめり等を持ち帰ろうとして捕まり、料科500文を受けた。
天保 5~6	1834			・長州、芸州の釣漁船がどんどん増えてくる。
天保 6	1835	鰐居瀬	藤崎重左衛門	・町人の請浦であってもオリコ網は村網であることが届けられている。完全な村網になるのは明治になってから。
天保 9	1838			・田舎の浦々にカジキリ網が行われるようになった。 カジキリというのはソラズメダイのことで、対馬沿岸にはこの魚がすごくいた。昼間やや瀬の流れの早い所に風呂敷型の網を張りこの魚の群れの来るのを待つ。 4艘の船で四隅を張り、カジキリが網の上に乗ってくると四隅から網をあげた。故に四ツ張又は四艘張という。
文久元	1861	組主 亀谷喜三郎	(府中の人)	・長州、芸州の釣漁船が次第に増え、嚴原の港に入港する網船烏賊船は500艘を超えた。
幕末期				・対馬における捕鯨は、近代技術を備えた歐米の捕鯨船の日本近海での操業により、慢性的な不漁が続く。



オリコ網(個人蔵)

(二) 島民の漁業

江戸時代には極めて豊富な水産資源があつたはずの対馬であるが、対馬藩の農耕奨励の政策のもと、島民はほとんど農民とされた。

対馬の山地と平地の比は九対一で、そのほとんどが山という条件の中、わずかな耕地で穀物の生産を確保するためである。藩が漁業を奨励しなかつた一つの理由は、島民が漁業に精を出すことによって、農業の生産力が落ちることを懸念したからである。現に宗家文庫史料・御郡方毎日記の享保十一年（一七二六）五月三日条に、

—— 村之困窮強ク候ハ漁を專ニ
いたし農業之務粗略成ニ故ニ而可
有之と存候外之村を以勘見候ニモ
農事を専らニいたし候村者在付不
相見漁を専ニいたし候村者在付不
宜相見候故

とあり、農事に力を入れている村はきちんととした生活ができるが、漁業に力を入れ、農事をおろそかにしている村は生活が困窮していると村名を揚げて実例を示している。

では、対馬の人々はこの豊かな海の幸に、一切手をつけずにそのまましていたのだろうか。

宗家文庫史料・表書札方毎日記の寛永十八年（一六四二）八月の記録

に鰯が佐須奈浦でたくさん入つてきただことが見える。

八月廿七日 北風

佐須奈浦江鰯見へ候由木寺傳右衛門御案内申上ル為取行……

これにより、鰯は古くから対馬の津々浦々で捕られていたことがうかがえる。

鰯網といえど、「佐野鰯網」が対馬の漁業に大きな影響を与えていたが、このことについては後述とする。

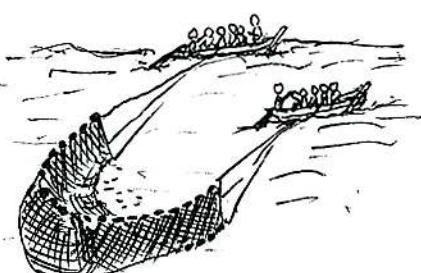
これらの鰯はその佐野網や村網（地網）による「地曳網」で捕られていたが、元禄年間にその漁法を脅かす存在が現れている。元禄三年（一六九〇）の御郡方毎日記に

六月廿八日 町人中神与右衛門原田瀬兵衛東海ニてはつた網とさる儀を願出候付田舎差支之有無御尋ニ付御返答申上者之事

また、同四年（一六九一）には十一月廿六日 町人安武吉左衛門西東海ニ而八駄・網願出被差免事

とある「はつた網（八駄網）」の導入である。

この八駄（手・田）網は、大型の



はつた（八駄）網

とあり、八駄網による弊害・苦情を五村の代表が役人に訴えに行っている。その内容は、

浦内江参浦中ニ而八駄網船十艘余ニ而二帖之網をかわるかわるちうひきニ仕大竿を以網廻りをたたき廻り申候間浦内殊外さわぎ申候故浦口ニ大分有之候鰯浦内へ入不申候故浦網ニ大成ル障ニ罷成申事ニ而御座候右之櫓取申候後八駄網不參候付今月三日之晚より大分之鰯浦内入込申候而毎日大分之漁仕御事ニ御座候

八駄網船が浦の中にきて網を入れ、海面を大きい竿でたたくので、浦口にいる鰯がそれに驚いて、浦の内まで入つてこない。八駄網漁が来ない間は浦内に鰯がたくさん入り、大漁である。八駄網漁は浦で網をしている者にとつてたいへん迷惑を蒙つてるのでやめさせてほしいという願いである。

それに對して、訴えられた八駄網雇い主は尤ちろもと内より見渡し申冲ニ而長崎之出崎内之儀ニ御座候得共地引網代よりハ拔群間御座候其上浦々之口より沖之儀ニ御座候付浦中より障申所ニ而無御座候

千尋藻籠川横浦曾村柳村より村人五人船ニ而佐賀村江龍越平山七郎左衛門ニ申入候ハ八駄網之儀此方浦内へ參網引浦網之障りニ罷成難儀仕候

浦々の沖で操業しているので浦に迷惑をかけていないと反論している。その後、佐野網方でも一部、八駄網を使用するようになるが、明和元年（一七六四）に地曳網の漁獲が減り、禁止の要請があつてある。

次に、宝永四年（一七〇七）におりこ漁（折子網、織網のこと）のことが御郡方毎日記に出てくる。



おりこ網漁（個人蔵）

右小茂田浦を居浦ニ被仰付をり。この網を入鮪鰯平鰐鯛其外小魚等引候儀

九月一日

右豆酸浦を居浦ニ仰付おりこ網を入鮪鰯平鰐いっさき黒魚之類引候

の人手と船、網が必要であり、この配分は理不尽であった。

天和二年（一八六二）に浦人の取り分が二分の一に改められ、さらに正徳元年（一七一一）には三分の二が浦人の取り分となつた。

一方、対馬で唯一の専業漁民といわれたのは、中世に筑前鐘ヶ崎より来島したとされる「曲海士」と称される集団だけである。

彼らは「八海御免」という御判物により、対馬全域の沿岸採取権を請け、対馬周辺で舟を住み家として、網で魚を捕つたり、ときには潜水してアワビなどを収穫していた。

近世になると、最初は雞知村高浜や鴨居瀬・住吉瀬戸に居住し、次いで阿須湾のぞむ曲に移住することになる。そこで対馬藩のおさかな公事（藩主のお菜のための魚貝類を御菜）でとつて献上する）を務めている。



浦人の海藻採取（個人蔵）

浦でとつて献上する）を務めている。また、従来一つの船で男女共同で漁を行っていたが、曲定住の頃から、男は網漁や羽刺として鯨取りに出かけ、女が潜つてアワビを探るようになって長い柄の道具を使つている。それより深いところのものを採ろうとして潜つて採つた。

特に長崎貿易で俵物が中心的役割を占めるようになると、アワビ採りが盛んになつてゐる。ただ、このときには曲の海女だけでなく、浦に住む村人も、磯物は船の上から採れる範囲ならば許されていたので収穫するようになつた。そのため、出来るだけ深いところのものを採ろうとして長い柄の道具を使つていて。それより深い磯物は曲の海士（海女）が潜つて採つた。

以上が対馬島民の漁業従事の様子である。島民は農作業の合間や農閑期に農作物の肥料となる藻の採取や

浦々の沖で操業しているので浦に迷惑をかけていないと反論している。その後、佐野網方でも一部、八駄網を使用するようになるが、明和元年（一七六四）に地曳網の漁獲が減り、禁止の要請があつてある。

次に、宝永四年（一七〇七）におりこ漁（折子網、織網のこと）のことが御郡方毎日記に出てくる。

八月廿八日

対馬歴史民俗資料館報

湾内での建網、磯など、決められた範囲での簡単な漁業が認められていただけであった。

なお、村人が專業漁民になつて沖合や遠洋にでかけて漁をすることが許されなかつたもう一つの理由は、自由に遠洋にでかけ、漁業と偽つて、対朝鮮密貿易を行うのを防止するためであつた。

では、湾外の豊かな漁場に一切手をつけずにそのままにしていたのかというとそうではなく、島外の漁民に対馬での操業を許可していたのである。

(三) 島外からの入漁者たち

① 和泉国佐野の漁師

佐野の地曳網、鯨組の漁人、小値賀海人はともに中世あるいは近世初期以来、対馬に渡つて稼いだが、とくに和泉国佐野（現大阪府泉佐野市）の漁民が江戸時代初期に漁期のみの期間限定の出稼ぎ（通漁といふ）として来島し、幕末まで対馬の浦々に大きな影響を与えた。

彼らは当初、豊臣秀吉の朝鮮出兵で兵士に鮮魚を提供するためや水夫役として功勞があつたということで島内六十二の浦（「対馬島誌」や「新対馬島誌」には五十六浦としている）が請浦と定められ、全ての浦で網を引く権利（漁業権）を与えられた。六十二浦というのは、豊崎郷十六

浦、伊奈郷五浦、三根郷五浦、仁位郷十六浦、与良郷十九浦、佐須浦一浦となつてゐる。

その六十二の請浦の内から居浦を選び、村方と納屋場やかせぎの取り決め、曳き子の提供などを協議し、操業した。

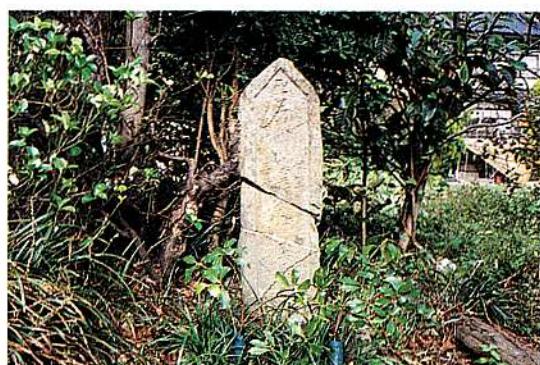
佐野船は運搬船を兼ねた十人前後が乗れる大きな船も来たが、普通三四程度の小船に五人位乗り込んでイワシ地曳網を主として操業した。近世中期には八駄網漁業が操業され、後には延繩漁や鮪網漁も行つた。

この佐野の長繩漁船（長繩配り漁）が鰐浦の御関所（船改所）近辺に出没し、船改めに支障をきたすので、以後は禁止する旨の記事が見られる。

これにより、長繩漁船のかせぎ場は、東側は琴崎より南、西側は郷崎より南となり、それより北は立ち入り禁止となつた。

これは朝鮮貿易に伴う抜け荷や抜け船沖買いなどの防止のためのものであつた。

この当時の入漁船は佐野長繩船に限らず、あしや長繩船、薩摩船もいた。これらの長繩漁の殆どが鯛網船で小鯛釣りを主とした。鯛は塩干物にされ、上方に積み出された。



佐野漁師の供養碑（豊玉町鍾川）

このように、対馬の漁業史の中でも佐野組がもたらした功績は大であることがわかる。にもかかわらず、その後網として地網が急速に増えていくことになった。

此者共ハ去年茂参候由候……尤府内浦近所者御留被成候間黒嶋より下ヘ罷通間敷候願之通千尋藻浦より西泊迄者御許被成候間心次第かせき候様

十一月十四日

それによると、この頃のかせぎ場は千尋藻浦より西泊まで、府中前の沖などは出漁禁止が申しつけられている。

鯛釣船は壱岐勝本、平戸大島、筑前、伊崎・竹崎（下関）、唐津、安岡（長州）、鐘ヶ崎などから来島している。鯛釣船の通漁も府中で切手をもらい、許可された居浦を根拠地にして出漁している。

ただ、島内の村も、例えば豆駿、久根、椎根、阿連は進上用として、また千尋藻では慣行として鯛七十五匹を上納するなど、鯛漁を行つていた。この当時、長繩船、鯛釣り、ボラ網漁が通漁で操業されていたが、イカ漁の通漁はまだ認められていない。

の佐野網に関する史跡が現在あまり残っていない。

(2) 鯛釣り漁船

寛文初年以後、他の国からの鯛釣り船入漁の記事が頻繁に出てくる。

寛文八年（一六六八）の「毎日記」に竹崎船の鯛釣船入漁について書かれている。

かつた。

③その他の入漁船

享保五年（一七二〇）の御郡方毎日記に、

安岡三反帆五艘御国へ入来御切手
九月二日

安岡（山口県下関市）のイカ釣り漁船が根緒（美津島町）に来たことが記されている。ただ、同年九月十七日条に



大數網 (個人藏)

烏賊釣と名付キ來諸漁を仕二而可
有御座候間烏賊釣船之義被差留候
ハバ繩船と名付罷越可申様ニ奉存

問屋を営むことを許されるなどの特
権をもつた商人）の小林与兵衛、有
田忠蔵の二人が佐賀、志多賀の鮪大
敷網の浦主となつて請浦を行つた。
文化年間（一八〇四～一八一七）
には対馬の町人が、島外の大敷網の
入漁者に下請けさせる制度で漁を
行つた。

問屋を営むことを許されるなどの特権をもつた商人）の小林与兵衛、有田忠蔵の二人が佐賀、志多賀の鮪大敷網の浦主となつて請浦を行つた。

例えば、対馬への定住を基本的に禁止したことである。それは島内に専業漁民を常に養うだけの穀物の余裕がなかつたからであるが、専業漁民が定住することによつて対朝鮮密貿易が増加することを恐れたからである。

佐野之者鰯網入候当五月迄ニ仕候而壹ヶ年ニ銀子三百枚之運上ニ相定置候とあり、一年間の六十二浦の浦運上銀を銀三百枚と定めたことがわかるなお、島民の漁業にも当然、運上銀の納入が要求されるが、全ての運

とあるように、イカ釣り目的で来た
という船がきまりを守らず、いろい
ろな種類の魚を自分勝手に捕獲して
いたことが見られる。

その他、佐野縄船による密貿易も
行われるなど、対馬の海上は秩序が
乱れ、藩はついに享保年間に島外漁
民の入国を禁止している。それ以来
対馬の漁業は衰退したようである。

引き受けける)は原則として府中町人に権利があつたが、その数が少なかつたのでイカ漁が多くなると府中の問屋だけではさばききれず、さらにスルメ製造には多くの人手を要するため、その下請けとして田舎でもイカを取り扱うことが許されるようになつた。(田舎据)

(四) 運上銀

藩は島外漁民に対して、釣り揚金高の一割の運上銀、碇錢、帆別錢、切手錢、浦方役所納銀などの負担金を内づけさせた。

寛文六年（一六六六）の表書札方

毎日記 一月十四日 条に

佐野之者觸網入候当五月迄二仕候而壹ヶ年二銀子三百枚之運上ニ相

定置値

とあり、一年間の六十二浦の浦運上銀を銀三百枚と定めたことがわかる。なお、島民の漁業にも当然、運上銀の納入が要求されるが、全ての運上銀は定額ではなく、不漁時の対策が講じられている。

特に貞享五年（一六八八）から元禄十三年（一七〇〇）までの御郡毎日記には「不漁」の記録が多く、貞享五年五月十四日条には

去年より当五月迄之御運上銀百三
拾枚被仰付奉候所去冬当春迄不漁
仕網之者又々減少仕

また、文化年間の初め、宗義よしより（後
の十四代藩主）と広島藩主浅野斉賢なりかた
の娘・嘉代姫との縁組により、対馬
に来た向洋むこうなみの船方が対馬近海の豊富
な魚を知り、広島藩を通して入漁を
誓願し、対馬藩に許可されることに
なった。それが「芸州漁民」の通漁
の発端となつた。初めは鰯、鰆を
釣つていたが、そのえさとなるイカ
を釣つた方が利益があがるのでイカ
釣りの進出がめざましくなつていっ
た。漁船の曳下ひきおろし（釣漁船の漁獲物を

したことである。島外漁民は府中（嚴原）の商人の問屋を経由して諸手手続きを行うこととされ、この問屋に漁獲物の一切を売ることが義務づけられ、府中での諸魚売りさばきも問屋を通じて行われた。この問屋を曳ひき下問屋といつた。

そして最後に、操業場所を規制したことである。「西目」（対馬南部の豆駿から北部の豊崎までの西側沿岸）は、対朝鮮密貿易を取り締まるために一般船の航行を禁止した。

上銀は定額ではなく、不漁時の対策
が講じられている。
特に貞享五年（一六八八）から元
禄十三年（一七〇〇）までの御郡毎
日記には「不漁」の記録が多く、貞
享五年五月十四日条には
去年より当五月迄之御運上銀百三
拾枚被仰付奉候所去冬當春迄不漁
仕網之者又々減少仕

対馬歴史民俗資料館報

(9)

唐州廻り両浦之鮪鮓鰐網之儀去年
運上銀七枚ニ而願上候處差免八月
より十一月迄右網両浦ニ而仕候得
とも不漁故大分損銀仕候付則両浦
共ニ差上申候然とも當八月より十
月迄為運上銀五枚ニ而
とあり、本来ならば運上銀は七枚が
課せられていたが、不漁のため、五
枚にしてもらうよう願い出て、それ
が認められている。

枚にしてもらいうよう願い出て、それ
が認められている。
なお、漁があると從来の運上銀に
もどるし、大漁の場合は、運上銀と
は別に、祝儀が支払われている。
だが、どうしても運上銀を支払う
ことができなかつた場合は、元禄十
四年（一七〇二）三月晦日条に、
其儀連々損失仕候付而御請合之御
運上銀之内式拾壹貫目不納仕
申候

納税ができないため、屋敷を代わ
りに取り上げられているということ
も実際にあつていて。
このような運上銀の中で最も大き
な利潤をもたらしたのが捕鯨であつ
た。

(五) 捕鯨業



勇名取絵詞 (本館所蔵)

唐州廻り両浦之鮪鮓鰐網之儀去年
運上銀七枚ニ而願上候處差免八月
より十一月迄右網両浦ニ而仕候得
とも不漁故大分損銀仕候付則両浦
共ニ差上申候然とも當八月より十
月迄為運上銀五枚ニ而

春は朝鮮海峡を北上し、秋には対馬
海峡を南下する鯨の道があつた。
対馬市峰町の佐賀貝塚で鯨の骨が
発掘されており、古代から鯨は対馬
に姿をみせていたことが想像される。

本館所蔵の宗家文庫史料の中では
漁に関する記録は寛永十四年（一六
三七）の表書札方毎日記が初出であ
る。

紀伊よりの鯨舟田舎ことく下ル府
内浦にて鯨ツキノしかた仕ル

十一月十八日 紀伊ノ國よりの鯨ツキノ上の御
言ハリ、舟見小田四郎右衛門鳴瀬
五兵衛兩人ヲ以申上ル

現巣原の港内で鯨突きのデモンス
トレーションが開催されている。

対馬の捕鯨は延宝年間から貞享年
間が最も栄えていたようである。延
宝元年（一六七三）の御郡方毎日記
には表①のように鯨についての記録
が短期間に立て続けに残されている。

また、捕鯨は大きな利益をもたら
してはいるが、大きな犠牲もはらわ
れている。延宝元年の二月四日条に
は、

とあり、この頃に紀州の鯨突きが來
島し、操業していたことがうかがえ
る。その二日後の毎日記には、

表①

正月八日	豊崎郡之内富ヶ浦鯨寄り由
正月廿日	仁位郡小綱村ニ鯨一本寄り候由
正月廿五日	小田善左衛門服部甚次郎突上之 鯨運上式本分今日上納相済
二月五日	鴨居瀬村鯨壹本寄候之由
二月八日	佐護郡湊村ニ鯨壹本寄候段せ比 魚之由也
二月十二日	久根村之沖に流居候鯨壹本
二月廿日	服部甚次郎昨廿日ニせひ親子物 式本突取候由
二月廿七日	豊崎福山市右衛門ひろい鯨
三月朔日	福山市右衛門突揚之運上銀六本
三月四日	小田善左衛門小鯨之親子式本突 上候由
三月廿六日	福山市右衛門鯨組去ル廿一日廿 四せひ母子式本小鯨母子四本突 候由

全長二十m程の鯨を捕獲しよ
うとしたが鯨が激しく暴れるの
の激しい抵抗に、肥後から水夫
として来ていた沖嶋庄兵衛が行
方不明になつてゐる。

さらには貞享四年（一六八
七）四月十日条には

小田善左衛門組鯨船捨三艘二
月廿二日ニ冲立候處ニ勢美子
持突留漕申候時分風破ニ逢其
上夜中ニ及申候故方々漂流仕



鯨組の墓地（豊玉町廻）



秋納屋の跡（美津島町芦ヶ浦）

候右船数之内式艘合人数参拾人乗組之内羽指善三郎儀餘船二乗居候而此壱人者罷帰残乗組式拾九人いまた不罷帰候

小田善左衛門組の鯨船十三艘が勢美鯨を捕獲し漕いでいたところ、風が強くなり、海が荒れてきた。その上、夜中で、暗闇をさまよい、その中の二艘（三十人乗船）が行方不明になつた。乗員の一人は救助されたが、他の二十九名はまだ発見されていないとある。

さらに、三月二日にも

小田善左衛門組羽指徳兵衛乗船加子之内伊勢松と申者当沖ニ而三月二日之魚ニいためられ同三日ニ相果申候

とあり、羽刺が一人亡くなつてゐる。このように捕鯨については命がけの仕事であつたことがわかる。島内の

対馬の捕鯨は殆どが島外からの入國者によるものであつた。地元府中町人も元禄年間や寛政年間には捕鯨業を行つたが長続きしていらない。

ただ、天保年間の亀谷卯右衛門については捕鯨の技術（網取法）を研究し、曲の海士を羽刺にし、秋から冬にかけて南下する鯨を捕る秋納屋を芦ヶ浦の雷浦（現対馬市美津島町）に、冬から春にかけて北上する鯨を捕る春納屋を伊奈郷茂江浦（現対馬市上県町）と廻浦（現対馬市豊玉町）に設け、対馬人としては唯一大きな実績をあげた。

これらの諸々の制度は明治四年（一八七二）の廢藩置県により撤廃され、島外漁民に新しい動きが出ことになる。また、対馬島民も水産



春納屋の跡（豊玉町廻）

三 おわりに

このように、江戸時代の対馬の漁業は、限定された中だけで漁業が許された島民と、豊かな漁場を求めて来島する通漁者がたくさんいたことが大きな特徴といえよう。

それは、農耕奨励と密貿易防止、さらには運上銀による税収入確保を図る対馬藩の思惑が生み出したものであり、対馬の漁業経済は、藩財政及び府中（厳原）の商人など、一部の者を潤したのみで、浦々の地元島民は細々とした生活であつたことがうかがえる。

これらは、資源が豊かな海で自由に操業するようになつた。それからの対馬の水産業の活気は周知のとおりである。

参考文献

- ・「対馬漁業史」 宮本常一著
- ・「海の民」 宮本常一著
- ・「対馬に渡った広島人」 広島市郷土資料館
- ・「新対馬島誌」 長崎県教育委員会
- ・「対馬六町各町誌」
- ・「対馬西岸阿連・志多留の民俗」 日野義彦著
- ・「対馬拾遺」 日野義彦著
- ・「対馬の村々の海豚捕り記」 佐賀県立名護屋城博物館研究紀要第九集
- ・「対馬東岸の鐘川における佐野漁民の滞留場所」 河原典史
- ・「山漁生活史事典」 柏書房
- ・「対馬東岸の鐘川における佐野漁民の滞留場所」 河原典史
- ・「佐賀県立名護屋城博物館研究紀要第九集」
- ・「美津島の自然と文化を守る会」 美津島の自然と文化を守る会

雨森芳洲先生

没後二十五〇年祭 特別展開催



雨森芳洲像

先生は、「病苦に悩む人たちを救うことは、男子一生の仕事だ」と医師をめざしました。しかし、修業先の京都で、「学問をする者は紙を費やす」医を学ぶ者は人間を費やす」ということを諦め、儒学を志しました。十八歳の時、江戸に出て木下順庵には、対馬出身の陶山訥庵、西山健雄に入門しました。この雄雄

町日韓交流対馬大会の「日韓友好の過去・現在・未来」が開催されました。その中で、初日の二十七日に厳原小学校体育館で雨森芳洲先生の没後二十五〇年祭が行われ、島内・島外を合わせて約百五十名が参列して遺徳をしのびました。当資料館でも十一月十六日から十二月十二日の約一ヶ月間、雨森芳洲先生没後二十五〇年祭特別展を開催しました。

十二、
三歳のこ
ろ父兄が
医者にな
ることを
勧めたた
め、芳洲

（一七一
九）の二
回、朝鮮
通信使を
江戸まで
案内しま
した。

使節と幕府の間で、習慣や考え方の違いなどから時には対立することもあり、芳洲先生は、両国間に長く続いている平和的な外交が気ま



雨森芳洲像先生顕彰碑

ずくならないようになると苦労しましたが、先生の国際的な視野・識見は朝鮮に多く友人を作り、先生の業績とともに長く記憶されました。

宝暦五年（一七五五）、正月六日に芳洲先生八十八歳で亡くなるまで後継者の指導にあたり、多くの著作も残しました。

今回の芳洲先生の没後二十五〇年祭特別展は、対馬芳洲会主催で当資料館にて開催されました。

永留久恵先生より

「会場の都合もありあまり多くは展示できませんでしたが、関係各方面に先生の遺作、遺著、遺品の中から、この際一般に公開し御観覧いただい

た方がいいのではないかと思われる資料を選んでみました。

特に、複製ではありますが出身地滋賀県の芳洲会よりお借りした遺墨四点は対馬での公開は初めてです。それに先生が関係された「通信使」の絵巻や、先生が何度も渡海、滞在された釜山の「草梁倭館」の絵図なども展示します。

展示の遺墨や著作の難解な文辭に訓読や平易な解釈がほどこされています。望むらくは、これらの遺作をおとして、先生の人となりや思想、学問の方向性、とりわけ「誠信之交隣（誠実と信頼をもつて隣と交わること）」を信条とした芳洲哲学の一端に触れていただくことができればと念じています。」

という言葉をいただきました。

また、特別展にあたって御協力をいたいた滋賀県高月町芳洲会や高月町観音の里資料館、各個人出陳者の皆様には厚く御礼申し上げます。

なお、今回の芳洲先生特別展開催中の入館者は、二三六一人でした。



交隣提醒



交隣須知



絵図により、当時の対馬の様子が想像されます



芳洲先生の遺作に見入る入館者の方々

企画展（コーナー）

江戸時代の対馬の漁業展

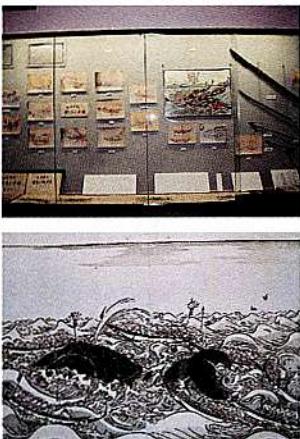
五月三日から十一月十五日までの六ヶ月間、第一展示室にて江戸時代の対馬の漁業展を開催しました。

四方を豊かな海で囲まれ、今でこそ漁業の盛んな対馬ですが、意外とその歴史についてはあまり知られていない

ません。

の海士 旧藩時代の漁法などの関係 資料を展示することにより、来館者 に対馬の漁業の歴史を知つてもらえ ればと思ひ企画しました。

地元の方でも対馬で鯨が捕れていたことを知らない人もいて、鯨を仕留めるときにつかった鋸、鯨を解体するときにつかった鯨包丁などに関心が高かったようでした。また、鯨を捕まえるときの迫力のある絵や捕まえるまでの様子を書き記した「勇魚取絵詞」などでその時の様子が伝わったようでした。



江戸時代の対馬の漁業 勇魚取絵

今回の展示では、この行列を絵に描いた絵巻を中心として佐賀県立名護屋城博物館の御協力のもと文化八年の資料も展示することができます。(御協力いただいた佐賀県立名護屋城の皆様には感謝しております。) 絵巻は、県指定文化財の三巻を期間を決め、展示しました。長さ八

將軍襲職の祝賀等を名目に、慶長十二年（一六〇七）から文化八年（一八一一）まで二百四年の間に、十二回にわたって渡來した朝鮮からの使節「通信使」は、両国にとつて典型的な友好外交の象徴でした。華やかな衣装に身を包み、楽隊が奏てる音楽にあわせ、隊列を組み進む、五百人にのぼる大使節団を目のあたりにした当時の人々の驚き、感動の様子は、今も語り継がれています。

朝鮮通信使コーナー



旧藩時代の漁業（個人蔵）

若い頃の桃水

水は、明治から大正の対馬を代表するジャーナリスト・文化人でした。

十一月一日 桶口一葉の新五千円紙幣の発行に合わせ、十月二十日から一月三十日まで関係の深い半井桃水コーナーを新設しました。桃水は、万延元年（一八六〇）、対馬府中（厳原）に生まれました。家は代々宗家に仕えた藩医でしたが、明治二十一年（一八八八）上京し、東京朝日新聞社に入社。この前後より小説を書き始め、同新聞社にも発表し、連載後は、単行本としても出版され徐々に小説家としての地位を築いていきました。あの桶口一葉が指導を仰ぐために桃水を訪ねたちょうどこの頃、明治二十四年（一八九一）桃水三十二歳、一葉二十歳の春でした。

半井桃水コーナー



対馬の民具展

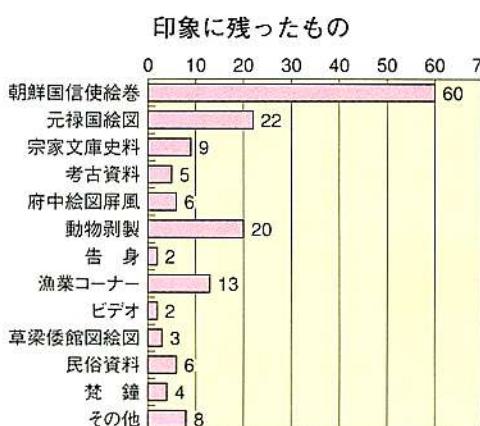
特に、小学校の社会科などでは「昔のくらし」の学習などに最適です。春まで展示する予定ですので機会があれば御覧ください。お待ちして

対馬は、海には海の四季があり、山には山の四季があり、人々は昔からその自然の恵みと共に暮らしてきました。その暮らしの様子が現代の人々に伝わればと考え、第一展示室において十二月から対馬の民具展を開催しています。

下駄や草鞋、箕など、火鉢に行灯など日用品をはじめ、漁業や林業、そして商業で使った道具など展示しています。

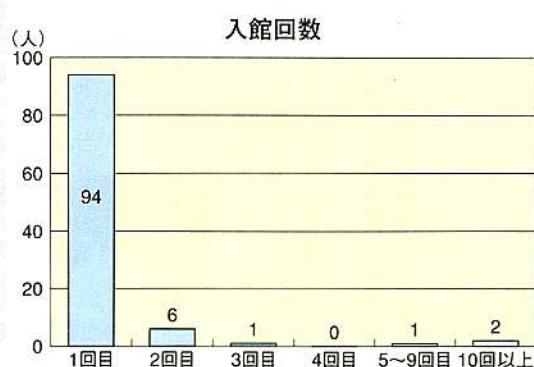


半井桃水コーナー



Q

何展示物で印象に残ったものは



Q

当資料館に来られたのは何回ですか?

本館では、よりよい館の運営をめざし、八月五日から九月十日まで来館者にアンケートをお願いしましたのでその結果を報告いたします。

来館者アンケートを実施

良い点

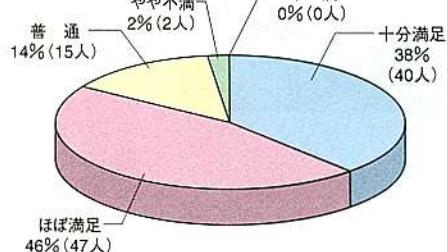
- 説明が良かった。
- 絵巻の実物を見てることができて良かった。
- 入館料が無料なのが良かった。
- 何回も来てみたい。
- 係の方が親切であった。

(16人)
(4人)
(1人)
(1人)
(6人)

御想又は要望がございましたら、
自由にお書きください。

Q

満足度



雰囲気 施設について、あなたの満足度を教えてください。

Q

対馬歴史民俗資料館 入館者状況

表1～3は、過去5年間の入館者状況です。表1は、館内展示物を見学する「一般入館」と、宗家文庫史料をはじめとする収蔵資料の閲覧及び調査など、「研究入館」の中の小中高生などを、社会科見学や総合的な学習の時一環として来館した人數で表しています。そして、一般入館者を地域別で表す

重な御意見をじめとて、アンケートの御協力ありがとうございました。皆様からいろいろご意見をきいて、受けとめ、一同努力の貴重な御意見をじめとて、アンケートの御協力ありがとうございました。皆様からいろいろご意見をきいて、受けとめ、一同努力の貴

要望

- 展示品を拡大してほしい。
- 時代ごとに展示をしてほしい。
- 音声での説明があればよい。
- 駐車場を広げてほしい。
- 常時ビデオの放映をしてほしい。
- 化石の展示があればよい。
- 記念品や土産品の販売をしてほしい。
- 考古資料の展示拡大をしてほしい。
- 対馬史の年表がもらいたい。
- 電子化やインターネットでの開示をしてほしい。
- 韓国語や英語の通訳のリストがほしい。
- 観光案内者リストがほしい。
- 古墳専用の地図（全島）がほしい。
- 雨森芳洲の展示拡大をしてほしい。
- 豆酸の天道地を展示してほしい。

(5人)
(2人)
(2人)
(2人)
(2人)
(1人)
etc.

表3 入館者国内・国外の動き

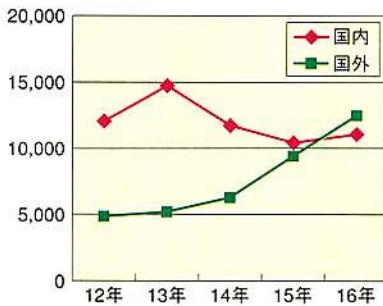


表1 年別（1月～12月）入館者総数

年	入館者数			研究入館			総計
	一般入館	成人	小中高	小計	成人	小中高	
12年	16,098	870	16,968	363	145	17,476	
13年	19,022	954	19,976	329	268	20,573	
14年	17,377	687	18,064	311	304	18,679	
15年	19,250	648	19,898	365	118	20,381	
16年	23,287	318	23,605	272	340	24,217	

表2 地域別一般入館者数

地域	島外					総計
	九州	関西	関東	東北・北海道	外国	
12年	1,096	4,719	3,140	2,784	369	16,958
13年	1,379	4,627	4,292	3,721	760	19,976
14年	1,300	5,008	3,354	1,704	419	18,064
15年	960	3,477	2,739	2,751	554	19,898
16年	1,192	3,158	3,848	2,597	324	23,605

したのが表2です。過去4年間と比較しても今年の入館者はかなり増えています。これは、対馬に韓国人から訪れる人が増えたことなどを開催したためだと推測されます。表3は、国内・国外の比較です。表3は、さらに、多くの皆さんに当資料館のことについて知つていただこうよう、ホームページを作成しています。

平成十六年度 古文書読み方講習会

対馬に残る宗家文庫史料をもつて、地元の人に読んでもらいたいという思いで本年度は、六月～九月まで計六回古文書読み方講習会を実施しました。今年度は、多くの人が参加しやすいうようにと夜開講したこともあり、会場である厳原地区公民館は、毎回二十名ぐらいの受講者で賑わいました。講師は、昨年度に引き続き当資料館大森公善研究員が講師となり、初級程度の内容を指導しました。ただ古文書を読むだけでなく史料の歴史的背景や当時の対馬の生活の様子などの解説を織り交ぜた手法は、受講者にとっても分かりやすく好評でした。また、受講者も回数を重ねるたびに自力でかなり読めるようになり充実した講習会となりました。

今回は、宗家文庫史料・毎日記を主なテキストとして使用しました。

中学生のための 「郷土の歴史散策講座」開講

昨年に引き続き、八月五日、夏休み期間中に中学生を対象とした「郷土の歴史散策講座」を厳原中央公民館で実施しました。

ここ対馬は、現在でも「宗家文庫史料」をはじめとするいろいろな古文書や数多くの遺跡などの歴史的文化遺産が残っています。そこで、郷



講師のわかりやすい説明にうなづく受講者

土の将来を担う中学生に対馬の歴史について関心を持つてほしいという思いでこの講座を開きました。

まずは、対馬の歴史を知るということ、対馬誕生から現在に至る主な歴史上の出来事などを紹介しました。その後、宗家文庫史料を使つて対馬の地名や朝鮮通信使の記録などの読み方を学習しました。午後からは、清水山城跡や金石城跡を見学した後、以町庵があつた西山寺など厳原の史跡を散策しました。

受講生は、嚴原中、大船越中の生徒十五名と教師二人でした。参加した生徒は、歴史への関心が高く、今回のお講座で新しい発見をしたいといふ意欲に満ちていました。対馬の歴史の説明では、スクリーンに新しい映像が浮かび上がるたびに見入っていました。また、古文書の読み方は、くずし字や変体がななどいう特殊な文字に初めて触れたということで戸惑いも多少あつたようでしたが、学習を進めていくにつれ、自分たちでも徐々に読めるようになり、喜んでいました。午後からの史跡散策も暑い中でしたが初めて見た所も多く満足していました。この講座が子どもたちの今後の歴史学習に少しでも役立つことを期待しています。



ちょっぴり緊張 ぎみの開講式



清水山城跡に
ハイ・ポーズ

中学生のための

「郷土の歴史散策講座」開講

昨年に引き続き、八月五日、夏休み期間中に中学生を対象とした「郷土の歴史散策講座」を巣原中央公民館で実施しました。

ここ対馬は、現在でも「宗家文庫史料」をはじめとするいろいろな古文書や数多くの遺跡などの歴史的文化遺産が残っています。そこで、郷

小・中学校の社会科見学 総合的な学習の時間等への対応

本年度、四月から一月までに、学校の授業の一環として小学校七校百七十三人、中学校五校百三人が当資料館に訪れました。さらに、本年度は学校より依頼を受けて出前歴史講座も実施しました。





「これ何だ」昔の道具に触れ、興味を示す子どもたち

平成十六年度職員

長嶋耕一 岩村知康 小山満信 原田和幸
松島修二 河合徹 大森公善 植葉徳子
藤本祐子 権藤安子

課館長（兼）
學芸員補長（兼）
研究員（兼）
史料調查補助員

**新企画・高校生の
「郷土の歴史散策講**

料館職員も児童・生徒の学習の目的に応じて、可能な限りの資料提供や説明をするよう心がけています。個人・小グループでも気軽に活用ください。

なお、対馬の歴史に関する質問などは、電話やFAXでも受け付けています。

資料の寄贈を受けました

- 豆駿内山家文書 内山 敬文氏
 　　内山 憲治氏

○宗家文庫史料 (肥前田代関係)

　　マイクロフィルム：鳥栖市

○民具 豊田久米太氏

　　松島庄三郎氏

ありがとうございました。

